

●貯水槽水道の管理のお願い

水道水を受水槽に貯めて給水する施設(貯水槽水道)では、次の衛生管理を行ってください。

- 水槽の清掃(年1回以上)
- 水槽の定期点検(汚れやひび割れ、ふたの施錠、異物の混入など)
- 蛇口からの水の色、臭い、味などの確認 ※10㎡を超える受水槽および高置水槽は法定検査の義務があります。

☎保健所衛生課(☎536-2854)

●介護保険負担限度額認定申請を6月20日(金)から長寿福祉課・各支所で受け付けます

次の要件すべてに当てはまる人は介護保険施設の居住費・食費の負担が軽減されます。

- 生活保護受給者または市民税非課税世帯(別世帯の配偶者含む)
 - 預貯金などが基準額以下の人(単身と夫婦では基準額が異なります)
- ※現在、交付している認定証の有効期限は7月31日(木)です。引き続き認定を受ける場合は更新申請が必要です。
- ☎長寿福祉課(☎537-5742)

●土地や家屋などの実地調査にご協力を

固定資産税の適正な課税を行うため、土地や家屋などの実地調査を行っています。

※調査に何う市職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

☎●本庁・明野支所管内の人…資産税課(土地については☎537-7286、家屋については☎537-7291) ●鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関支所管内の人…東部資産税事務所(☎527-2132) ●植田・大南・野津原支所管内の人…西部資産税事務所(☎541-1406)

●善行者をご推薦ください

11月に「大分市功労者表彰」を行います。

永年にわたり、環境美化、社会福祉、青少年健全育成などの分野で善行をされた団体・個人をご推薦ください。

☎☎市長室(本庁舎3階)または各支所、各地区公民館に備え付けの推薦用紙(市☎でダウンロードも可)に記入し、6月27日(金)までに同室(☎537-5600)へ。

●空き家やまちづくり・建築に関する相談会を実施します

無料

①空き家相談出張窓口

☎空き家の管理や利活用など

☎住宅課(☎585-6012)

②まちづくり・建築よろず相談会

☎まちづくりや建築など

☎まちなみ企画課(☎585-6004)

☎①6月19日(木)、7月17日(木) ②6月19日(木) 時間は①②いずれも午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要

☎J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ

●空き家等除却・改修を支援します

◎老朽危険空き家等除却補助

☎補助金額:かかった経費の2分の1(上限100万円)

◎準老朽危険空き家等除却補助

☎補助金額:かかった経費の100分の23(上限50万円)

◎空き家等利活用支援事業

☎補助金額

●流通促進タイプ★

改修工事等にかかった経費の2分の1(上限50万円)

●家財整理促進タイプ★

家財整理にかかった経費(上限10万円)

●転用促進タイプ

改修工事等にかかった経費の2分の1(上限100万円)

●購入補助事業

移住者が空き家を購入する場合に購入費の2分の1(上限50万円)

※★は併用可能

☎☎☎いずれも予算の範囲内で先着順です。住宅課(本庁舎6階 ☎585-6012)に備え付けの申請用紙(市☎でダウンロードも可)に記入し、同課へ。

●騒音を減らして快適な生活を送りましょう

テレビの音など、日常生活の中で何気なく発している音が、ご近所に迷惑をかけているかもしれません。身近な音をもう一度見つめなおし、お互いに快適な生活環境づくりに努めましょう。

☎環境対策課(☎537-5748)

●障害基礎年金の障害状態確認届(診断書)は誕生月末日までに提出を

障害状態確認届(診断書)が届いたときは、医師に「診断書」欄を記載してもらい、提出期限(誕生月の末日)までに同封の返信用封筒で郵送するか、大分年金事務所に提出が必要です。期限内に提出がなかった場合、障害年金の支給が停止されることがありますのでご注意ください。

☎国民年金室(☎537-5617)

●知っていますか?子ども食堂

子ども食堂は、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。地域のボランティアなどが、食事や団らの機会をこどもたちに提供しています。子ども食堂の開設や運営の支援制度もあります。

☎子ども企画課(☎574-6516)



●通電火災に有効な感震ブレーカーを設置しましょう

通電火災とは、停電から復旧した際に出火する現象です。感震ブレーカーを設置することで、地震時に発生する通電火災を防止することができます。

☎消防局予防課(☎532-3199)

●廃棄物対策課(☎537-7953)からのお知らせ

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の提出を

産業廃棄物管理票交付者は、管理票に関する報告書の提出義務があります。6年度実績を6月30日(月)までに提出してください(電子マニフェストを利用した場合は除く)。

◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)の保管状況などの届け出を

ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器を保管・使用している事業者は、PCB廃棄物などの保管および処分状況の届け出義務があります。6年度実績を6月30日(月)までに提出してください。

●農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています(7年度は7月～9月に実施予定)。調査の結果、遊休農地があった場合は、所有者に対して農地の利用意向調査を実施します。

☎農業委員会事務局(☎585-5076)

●市障がい児巡回教育相談を行います

無料

開催日	時 間	場 所
7月11日(金)		市教育センター
16日(木)		坂ノ市公民館
19日(土)		市教育センター
22日(火)	午前9時30分～	大分西部公民館
8月4日(月)		市教育センター
8日(金)	午後4時15分	大分東部公民館
21日(木)		植田市民行政センター
23日(土)		市教育センター
26日(火)		坂ノ市公民館
29日(金)		大分南部公民館

☎家庭での接し方、保育、教育、就学手続きに関すること

☎8年度就学予定で障がいのあるこどもの保護者または関係者(保育士、教員など) ※秘密は厳守します。

☎☎市教育センター(碩田町三丁目 ☎529-6119)に備え付けの教育相談票(市☎でダウンロードも可)に記入し、7月1日(火)までに同センターへ。

●6年度食品衛生監視指導計画実施結果

市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者に対する衛生指導などを実施しました。規格基準や県食品衛生指導基準を超えたものについては、事業者に対し、衛生状況の改善などを指導しました。

☎保健所衛生課(☎536-2704)

●残骨灰に含まれる有価物は有効に活用しています

残骨灰(火葬後、遺族が収骨した後に残されたお骨など)には、貴金属などの有価物が含まれている場合があります。

残骨灰を適切に分別し、有価物は適正に換金し、市の財源として葬斎場の施設整備などに活用しています。なお、お骨については、供養地へ埋蔵し、丁寧な取り扱いをします。皆さんのご理解をお願いします。 ※6年度収益の用途は、市☎で公開しています。

☎市葬斎場(☎597-6671)

●おおいたの幸新商品を紹介します

市産農林水産物などの地域資源を活用した商品開発などの取り組みを支援する「おおいたの幸」ブランド化支援事業を実施しています。

今回は新たに開発された8商品を紹介します。

- ・白肌ごぼうの和牛めしの素
- ・ピーマン糀 あまくち醤油
- ・ピーマン糀 塩糀

・おおいた甘夏クラフト

・大分食べるラー油 大分にら

・大分食べるラー油 関ぶり

・ぜいたくみかんケーキ

・ころころ子みかんケーキ

☎農政課(☎537-7025)



●武漢市友好交流サポートを活用してみませんか

日本語堪能な中国人スタッフによる交流のサポートを行っています。

☎国際課(☎537-5719)

●生活の不安や心配事は自立生活支援センターへ

市自立生活支援センターでは、生活に関する相談に応じ、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して困り事の解決に向けた支援を行っています。

☎市自立生活支援センター(☎547-8319)

●道路上に乗り入れブロックを置かないでください

乗り入れブロックや鉄板などを道路に置くと、歩行者やバイク、自転車などが転倒することがあります。また、雨水の流れを止め、冠水の原因となることがあります。

歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができますので、ご相談ください。

☎土木管理課(☎574-6224)

●登録型本人通知制度をご利用ください

戸籍や住民票などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、本人へ通知する制度です。不正請求の早期発見や抑止につながります。

事前登録が必要です(郵送やオンラインでの申請も可)。なお、同一世帯でまとめて登録申請することもできます。

☎市民課(☎537-5615)

●DV(配偶者などからの暴力)電話相談をご利用ください

配偶者や恋人からの暴力や暴言に一人で悩んでいませんか。そんなときはまずお電話を。個人情報保護されますので、安心してご相談ください。

◎市配偶者暴力相談支援センター(中央子ども家庭支援センター)

☎☎平日午前8時30分～午後6時(☎537-5666)

◎県配偶者暴力相談支援センター(県女性相談支援センター)

☎☎平日午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日午後1時～5時、午後6時～9時(☎544-3900)

◎県配偶者暴力相談支援センター(県消費生活・男女共同参画プラザアイネス)

☎☎平日午前9時～午後4時30分(☎534-8874)

●空き地は適正な管理を

条例により、空き地の所有者(管理者)は適正管理するよう義務付けられています。適正な管理をお願いします。

☎環境対策課(☎537-5762)

●送付と振込

●介護保険料決定通知書を送付します

☎65歳以上の人

☎6月中旬に1年分の納付書または口座振替通知書を送付します。特別徴収の人は特別徴収通知書を送付します。災害など特別な事情で納付が困難な場合や、収入が少なく生活が著しく困窮している人には、減免制度を設けています。

☎長寿福祉課(☎537-5741)